

[別記]

建設部見積用参考資料等提供システム利用規約

第1 目的

本規約は、北海道建設部（以下、「建設部」といいます。）が運営する建設部見積用参考資料等提供システム（以下、「システム」といいます。）の利用に関し必要な事項について定めるものです。

第2 システム

- 1 北海道が発注する工事等（北海道建設工事執行規則（昭和39年5月6日北海道規則第60号）に基づき執行する建設工事及び建設工事に係る調査、設計、測量等の業務をいいます。以下同じ。）に関する見積用参考資料等（建設部が定める設計図書等作成要領【請負工事編】、同要領【測量調査設計業務編】及び営繕工事設計図書等作成要領に基づき入札参加者閲覧用として作成する設計図書、図面、見積用参考資料の電子データをいいます。以下同じ。）を、インターネットを介して無料でダウンロードできる機能を提供します。
- 2 提供する見積用参考資料等の範囲は、別表に掲げる部署が所管するものに限りません。

第3 規約の遵守等

- 1 システムを利用する者（以下、「利用者」といいます。）は、システムの利用に関する一切の事項について本規約が適用されることに同意しなければなりません。
- 2 本規約を変更した場合は、システムのウェブサイト又は北海道のウェブサイトで周知します。この場合、利用者がシステムの利用を継続したことにより同意したものとします。

第4 利用者登録

- 1 システムを利用するためには、利用者の情報をシステムに登録しなければなりません。
- 2 システムに利用者登録するためには、有効な電子メールアドレスを持ち、システムからの電子メールを受信できることが必要です。
- 3 システムの利用者登録の手続きは次のとおりです。
 - (1) システムのウェブサイトアクセスし、利用者登録専用ページで利用者情報を仮登録します。
 - (2) 利用申請した利用者には、建設部から直ちに利用者 ID 及び仮ログインパスワードが発行され、登録したメールアドレスへ電子メールで通知されます。
 - (3) 申請者は通知された利用者 ID 及び仮ログインパスワードによりシステムにログインします。
 - (4) 初めてシステムにログインした利用者は、利用者情報修正ページでログインパスワードを変更しなければなりません。
- 4 利用者は、登録した利用者情報の内容に変更が生じた場合は、速やかに利用者情報変更ページで登録情報を変更してください。

第5 利用者の責任

- 1 利用者は、システムを利用するために必要なソフトウェア及び通信手段に係るものを含む全ての機器類を自己の責任と負担において準備してください。
- 2 システムを利用する際に発生する通信費を含む利用機器類の運用費用の一切は、利用者の負担となります。
- 3 利用者が使用する機器類には、利用者の責任において、十分なセキュリティ対策を施してください。
- 4 利用者は、利用者 ID 及びログインパスワードを適切に管理してください。
- 5 利用者は、自己の責任と判断に基づきシステムを利用し、得られた資料等を適切に管理し、使用してください。

第6 システムの利用可能時間

原則24時間利用できます。なお、保守点検等のためシステムを停止（以下「計画停止」といいます。）する場合は、システムのウェブサイト又は北海道のウェブサイトでお知らせします。

第7 禁止事項

- 1 利用者は、システムの利用に当たって、次の各号に該当する行為又はそのおそれがある行為を行うことを禁止します。
 - (1) 利用者 ID 及びログインパスワードを第三者へ貸与又は譲渡、名義変更、売買などを行う行為。

- (2) 他の利用者又は第三者になりすましてシステムを利用する行為。
 - (3) システムの運営を妨害する行為。
 - (4) システムから得られた見積用参考資料等を、対価を得て他者へ提供する行為。
 - (5) システムから得られた見積用参考資料等を改ざんして、又は相手方に知らせることなく一部を隠匿して他者へ提供する行為。
 - (6) その他、建設部が不相当と判断する行為。
- 2 前項の行為を行った利用者は、利用者の承諾なくシステム利用の停止又は利用者登録を抹消する場合があります。

第8 長期未利用者の削除

システムを2年以上利用しない利用者の利用者登録情報は、システムの適切な運用を保持するため、利用者に承諾を得ることなく削除しますので注意してください。この場合、システムを再度利用するためには、再度、利用者登録を行ってください。

第9 免責事項

- 1 利用者がシステムの利用のため使用した機器、ソフトウェア、通信回線等に発生した障害等により、システムの利用が遅延又は不能になった場合において、利用者の受けた損害及び利用者が第三者に与えた損害について、建設部は一切の責任を負いません。
- 2 システムの利用者 ID 及びログインパスワードの管理不十分、使用上の過誤、盗用等により、第三者が利用者 ID 等を使用し生じた利用者の受けた損害及び利用者が第三者に与えた損害について、建設部は一切の責任を負いません。
- 3 システムの計画停止により資料等の入手が遅延又は不能になった場合において、利用者の受けた損害及び利用者が第三者に与えた損害について、建設部は一切の責任を負いません。
- 4 利用者が使用するいかなる機器類及びソフトウェアについて、建設部は一切の動作保証を行いません。

第10 知的財産権

システムが利用者に提供するサービスに関連する一切のソフトウェア及びその他の著作物、並びにシステムにより提供する見積用参考資料等の権利は北海道が保有しており、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されます。

第11 個人情報保護

建設部は、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等を防止するため、北海道個人情報保護条例及び北海道情報セキュリティ基本方針に基づき適切に管理します。

第12 契約図書とする資料

システムで提供する見積用参考資料等のうち、特記仕様書、位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出調書については、契約締結後は契約図書となりますので、必ず取得し保存してください。

第13 お問い合わせ

システムの利用方法、利用者 ID やログインパスワードの亡失、盗難、第三者による不正利用、その他システムの運用に関しては、北海道建設部建設政策局建設管理課へお問い合わせください。

第14 管轄裁判所

- 1 本規約及びシステムの利用に係る同意に関連して、建設部と利用者との間で紛争が生じた場合には、当事者間において、誠意をもって協議し、その解決に努力するものとします。
- 2 本規約及びシステムの利用に関して建設部に係る紛争が生じた場合には、建設部の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

附則

- 1 本規約は、平成30年2月1日から適用する。
- 2 本規約は、平成31年2月1日から適用する。

別表

見積用参考資料を提供する部署
空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室入札契約課
後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課
胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室入札契約課
渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室入札契約課
上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室入札契約課
留萌振興局留萌建設管理部建設行政室入札契約課
宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課
オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室入札契約課
十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室入札契約課
釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室入札契約課
建設部建築局